

【要望書作成にあたっての留意事項】

1. 要望書（様式1）

要望箇所については早期の現場確認に努めます。その際に、要望箇所を確認できる地図と状況写真が必要となりますので添付をお願いします。

規模の大きな道路改良や河川改修につきましては、国・県の補助金等を利用して実施することとなり長期的な計画と必要諸条件等がありますので、事前に土木課までご相談ください。

要望書の回答については、12月末までの受付分を2月初旬ごろまでに書面にて回答させていただきます。

また、回答にはA・B・C等の判定をさせていただきますので、下記を参考に対応の時期や次回要望等の目安としてください。

| | | |
|-----------------|---|---|
| A：早期に事業実施に努める箇所 | ⇒ | 早期予算確保に努めるもの |
| B：早期対応が困難な箇所 | ⇒ | A判定より優先度が低いもの |
| C：土木課での対応できない箇所 | ⇒ | 原材料支給にて対応いただきたいもの（赤線・青線等） 新城市管理であるが土木課が管理するものではないもの 他行政機関が管理するもの（愛知県、警察等） 私有地（個人宅、神社、公民館等） |
| 作：土木課作業班で対応する箇所 | ⇒ | 受付順、緊急性等を考慮し作業班にて順次対応するもの |
| 済：対応済の箇所 | ⇒ | 作業班、工事発注等により対応が済んだもの |

2. 原材料支給等について（様式2）

- 地元で行う道路や水路等の修繕工事等に対して原材料支給をさせていただきます。
- 原材料支給できる資材は、コンクリート、側溝、甲蓋、ブロック、砕石、アスファルトなどの主要材料です。（釘、針金、ボンドなど諸資材は支給できません）
- 支給量については、予算と要望件数により希望に添えない場合があります。
- 道路の修繕作業に必要な建設機械等のリースも行います。その際には、適切な運転資格者が必要となりますので資格証等を添付してください。
- 原則として、1行政区につき概ね50万円/年度までとします。

3. 燃料支給について（様式3）

- 市道、河川等の維持管理に使用する草刈機等の燃料（混合油等）の支給をさせていただきます。
- 燃料支給は0.5ℓ/時・台を目安として申請してください。

4. 赤線（里道）、青線（水路）の修繕等について

- 原則、地域での維持管理をお願いしております。原材料支給、燃料支給を活用していただき、道路、河川等の維持管理にご協力をお願いします。

5. その他の道路等

- 林道は森林課、農道・農業用水路などについては農業課へそれぞれ要望をお願いします。